

《研究ノート》

岐阜県再犯防止推進計画と地方公共団体の役割

大野 正博

1. はじめに
2. 岐阜県再犯防止推進計画
3. 再犯の防止等の推進に関する法律4条2項における「地方公共団体の責務」
4. 岐阜県再犯防止推進計画の特色と今後の岐阜県下における市町村再犯防止推進計画等への期待

「従来、行政施策としての位置付けしか与えられていなかった再犯防止計画に、今般、法的根拠が与えられ、再犯防止推進計画も策定されたことから、これまで、再犯防止は国の仕事であり、自分たちの業務とは無関係と考えていた地方公共団体にも、刑事施設から出所した者に対して、再犯防止を推進することそのものが、地方行政の対象となることが明らかとなった。このことは、刑事政策上も重要な新しい転換点であると思う⁽¹⁾」

1. はじめに

戦後、犯罪の認知件数については、暫くの間、全体的に増加傾向がみられ、そこには、① 1950 年をピークとするもの、② 1970 年をピークとするもの、③ 2002 年をピークとするものの3つの波が存在したが、2003 年以降は、急落に転じ、その後、減少し続けていることは、周知の事実である⁽²⁾。

このうち、③ 2002 年をピークとする波へ対処するために、政府においては、2003 年9月に「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、首相が主宰し、全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議を開催され、同年12月に「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が決定された。また、警察庁においても、その前年に、「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑制するための総合対策の推進について（依命通達）」（2002 年11月11日付け警察庁乙生発第5号）が示され、「街頭犯罪等抑止総合対策室設置要綱」を定め、「街頭犯罪等抑止総合対策室」を設置し、各部門が連携して、都道府県警察における街頭犯罪等抑止計画の策定、計画の推進等について必要な指導・支援を行うこととした⁽³⁾。また、都道府県警察においては、2003 年1月を始期とし、「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑制するための総合対策」の推進として、地域の犯罪発生の実態に応じ、特定の犯罪類型を対象とした計画を策定する、あるいは各部門において、有機的に連携した総合的な体制を確立させた。さらに、2005 年6月には、犯罪対策閣僚会議「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」も示された。なお、各自治体においても、安全・安心まちづくり条例が制定され、これまで以上に地域防犯パトロールが積極的になされるようになった⁽⁴⁾⁽⁵⁾。

当該対策は、経済・雇用情勢等の好転等と相俟って、犯罪認知件数の大幅減少に影響を与えたものの、なおも、再犯者率に関する課題は残った。つまり、刑法犯検挙人員における初犯者の検挙人員が大幅に減少し

ているのに対し、再犯者は漸減傾向にあることから、刑法犯検挙人員に占める再犯者の比率（再犯者率）は、上昇し続けているのである⁽⁶⁾。そのようななか、変革に対し、非常に強いインパクトを与えたのが、『平成19年版犯罪白書』における「《特集》再犯者の実態と対策」であった⁽⁷⁾。『平成19年版犯罪白書』では、戦後約60年間にわたる犯歴記録の分析結果等をベースに、「約30%の再犯者によって、過半数である約60%の犯罪が行われている」とし、「高い比率を占める罪名は、傷害、窃盗、暴行及び覚せい剤取締法違反であり、特に、3犯目以降は、すべて、多い方から窃盗、傷害、覚せい剤取締法違反の順となっている」との結果が示された⁽⁸⁾。そのため、「再犯の防止等のためには、犯罪等を未然に防止する取組を着実に実施することに加え、捜査・公判を適切に運用することを通じて適正な科刑を実現することはもとより、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び犯罪被害者の心情等を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが重要」であるものの、「刑事司法関係機関による取組のみではその内容や範囲に限界が生じている」なか、「貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための『息の長い』支援等刑事司法関係機関のみによる取組を超えた政府・地方公共団体・民間協力者が一丸となった取組を実施する必要性」が強調され、「最良の刑事政策としての最良の社会政策を実施すべく、これまでの刑事司法関係機関による取組を真摯に見直すことはもとより、国、地方公共団体、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力して総合的に施策を講じることが課題として認識されるようになった⁽⁹⁾」のである。

そこで、犯罪対策閣僚会議は、2008年12月に「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」を策定し、そのなかで、「犯罪者を生まない社会の構築」を重点課題として掲げ、刑務所出所者等の再犯防止に取り組むべきことを明らかにし、2012年7月に、より総合的かつ体系的な

再犯防止対策を構築する必要があるとして、「再犯防止に向けた総合対策」を策定し、3つの観点・4つの重点施策を掲げるとともに具体的な数値目標を設定した。⁽¹⁰⁾ また、2011年7月には、犯罪対策閣僚会議の下に設置された再犯防止対策ワーキングチームにより策定された「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」が示された。

その間、「依然厳しい犯罪情勢を改善する一つの効果的な方策として、再犯の防止に向けた有効な対策が不可欠である」との観点から、『再犯防止に関する総合的研究』⁽¹¹⁾ が公表され、また、『平成21年版犯罪白書』では、「《特集》再犯防止施策の充実」、『平成23年版犯罪白書』では、「《特集》少年・若年犯罪者の実態と再犯防止」、『平成24年版犯罪白書』では、「《特集》刑務所出所者等の社会復帰支援」が組まれてい⁽¹²⁾る。

そして、2013年5月には、「犯罪に強い社会の実現のための新たな行動計画の策定の基本方針について」を、また同年12月には、「『世界一安全な日本』創造戦略」を閣議決定している。そして、犯罪対策閣僚会議は、「今日の我が国においては、犯罪・非行の繰り返しをいかに食い止めるか（＝再犯防止）が、犯罪を減らし、安全・安心に暮らせる社会を構築する上での大きな課題となっている」との認識の下、2014年12月に、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」を決定し、⁽¹³⁾ さらに2016年7月には、「立ち直りに様々な課題を抱える薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の多くは、刑事司法と地域社会の狭間に陥り、必要な支援を受けられないまま再犯に及んでいる」との理解に基づき、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～」を決定することにより、再犯防止対策の更なる推進を図ることとしてい⁽¹⁴⁾る。

このような政府による取り組みと並行して、議員立法により、2016年12月14日に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（法律第104号）

が施行された。当該法律は、わが国において、犯罪対策に関する初の基本法であり、同法1条において、「この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする」と規定する。なお、同法は、第1章「総則」、第2章「基本的施策」の全24条からなるものである。

同法7条1項が、「政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めなければならない」と規定していることに基づき、2017年12月に、「再犯防止推進計画」が閣議決定された⁽¹⁵⁾。当該計画では、再犯の防止等の推進に関する法律3条に規定する基本理念の下、① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること、② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること、③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を

理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと、④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする、⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこととする5つの基本方針と、① 就労・住居の確保、② 保健医療・福祉サービスの利用の促進、③ 学校等と連携した就学支援の実施、④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施、⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進、⑥ 地方公共団体との連携強化、⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備という関係省庁が取り組むべき7つの重点課題が示された⁽¹⁶⁾。

また、再犯の防止等の推進に関する法律4条1項は、「国は、前条の基本理念にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」とし、国の責務を規定するとともに、同条2項において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」として、地方公共団体の責務も規定する。これを踏まえ、同法8条1項は、「都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」として、地方公共団体に対し、努力規定義務を示した。つまり、これまで、犯罪者の社会復帰については、法務省等、国の事務であると考えられてきたものが、地方公共団体の事務としても明記されるようになったのである⁽¹⁷⁾。そこで、岐阜県は、2019年3月に東海地

区で初めて、「岐阜県再犯防止推進計画」を策定するに至ったのである。⁽¹⁸⁾

- (1) 藤本哲也「再犯防止推進計画と地方公共団体の役割」法の苑 69号（2018年）1頁。
- (2) 『令和3年版犯罪白書』（法務省法務総合研究所・2021年）3頁では、「刑法犯の認知件数は、平成8年から毎年戦後最多を更新して、14年には285万4,061件にまで達したが、15年に減少に転じて以降、18年連続で減少しており、令和2年は61万4,231件（前年比13万4,328件（17.9%）減）と戦後最少を更新した。戦後最少は平成27年以降、毎年更新中である。15年からの認知件数の減少は、刑法犯の7割以上を占める窃盗の認知件数が大幅に減少し続けたことに伴うものである」とする。なお、③2002年をピークとする治安情勢につき、危機的状況と評価するものとして、たとえば、前田雅英「増加する犯罪と犯罪者」ひろば55巻1号（2002年）4頁以下等、また、これに対する見解として、たとえば、河合幹雄『安全神話崩壊のパラドックス』（岩波書店・2004年）1頁以下等と評価が分かれる。
- (3) 併せて、都道府県警察に対しては、街頭犯罪等抑止総合対策の推進のための基本方針を示すとともに、「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進上の留意事項について」（2002年11月11日付け警察庁丙生企発第69号等）を發出し、管内の実情に即した実効ある対策の推進を指示している。
- (4) 岐阜県においては、2008年3月25日に「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（条例第11号）が制定されている（<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/21440.pdf>）。
- (5) 朝日大学法学部大野刑事法研究室においても、2003年より、自主防犯ボランティア活動をスタートし、2004年に「岐阜県安全・安心まちづくり賞（ボランティアの部・先駆的活動部門）」を受賞した。また、2010年の警察庁による「若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業」実施に伴い、「朝日大学法学部生による自主防犯ボランティア団体『めぐる』』として、ゼミ活動から法学部による自主活動に拡大し、岐阜県において唯一指定を受けることになった。なお、「朝日大学法学部生による自主防犯ボランティア団体『めぐる』』は、2015年に「子供と家族・若者応援団表彰（内閣府特命担当大臣表彰）」を受賞している。
- (6) 『令和3年版犯罪白書』・前掲注（2）234頁によると、「再犯者の人員は、

平成8年（8万1,776人）を境に増加し続けたが、18年（14万9,164人）をピークとして、その後は漸減状態にあり、令和2年は平成18年と比べて39.9%減であった。他方、初犯者の人員は、12年（20万5,645人）を境に増加し続けていたが、16年（25万30人）をピークとして、その後は減少し続けており、令和2年は平成16年と比べて62.8%減であった。再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員が減少し続けたこともあり、再犯率は9年以降上昇し続け、令和元年に僅かに低下したものの、2年は49.1%（前年比0.3pt上昇）であった」とする。その他、荻野太司「出所者をとりまく現状」水野有香編『地域で支える出所者の住まいと仕事』（法律文化社・2016年）1頁以下も、併せて参照のこと。

- (7) 『平成19年版犯罪白書』（法務省法務総合研究所・2007年）207頁以下。
なお、再犯対策に関し、『昭和53年版犯罪白書』（法務省法務総合研究所・1978年）では、「累犯の実態と対策」、『昭和60年版犯罪白書』（法務省法務総合研究所・1985年）では、「再犯防止と市民参加」、『昭和63年版犯罪白書』（法務省法務総合研究所・1988年）では、「犯罪を繰り返す人々の実態と対策」として特集が組まれているものの、当該時期は、再犯の比率がほぼ横ばい状態にあった。また、『平成22年版犯罪白書』（法務省法務総合研究所・2010年）より、「各種犯罪者の動向と処遇」中「再犯者」が示されるようになった。
- (8) 『平成19年版犯罪白書』・前掲注（7）222頁・223頁。
- (9) 『令和3年版再犯防止推進白書』（法務省・2022年）「再犯防止等施策に関する基礎資料」9頁。
- (10) 重点施策として、① 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する、② 社会における「居場所」と「出番」を作る、③ 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する、④ 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する」を掲げるとともに、出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合を2021年までに20%以上減少させるとする我が国の刑事政策において、初めての再犯防止対策の具体的な数値目標を設定した。
- (11) 法務総合研究所『再犯防止に関する総合的研究（研究部報告42）』（https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00010.html）。
- (12) なお、『平成26年版犯罪白書』（法務省法務総合研究所・2014年）では、「《特集》窃盗事犯者と再犯」、『平成27年版犯罪白書』（法務省法務総合研究所・2015年）では、「《特集》性犯罪者の実態と再犯防止」、『平成28年版犯罪

白書』（法務省法務総合研究所・2016年）では、「《特集》再犯の現状と対策のいま」、『平成29年版犯罪白書』（法務省法務総合研究所・2017年）では、「《特集》更生を支援する地域のネットワーク」、『平成30年版犯罪白書』（法務省法務総合研究所・2018年）では、「《特集》進む高齢化と犯罪」、『令和元年版犯罪白書』（法務省法務総合研究所・2019年）では、「《特集》平成の刑事政策」中「第5編 平成における再犯・再非行」、『令和2年版犯罪白書』（法務省法務総合研究所・2020年）では、「《特集》薬物犯罪」等、再犯対策が特集として組まれている。

- (13) 当該宣言は、「犯罪が繰り返されない、何よりも新たな被害者を生まない、国民が安全で安心して暮らせる『世界一安全な国、日本』を実現するためには、ひとたび犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れること（RE-ENTRY）が自然にできる社会環境を構築することが不可欠である」として、刑務所出所者等の再犯防止の鍵となる「仕事」と「居場所」の確保に向けた具体策を示すとともに、2020年までに、① 犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数を現在の3倍にする、② 帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる、との数値目標が設定された。
- (14) 「立ち直りに多くの困難を抱える薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の再犯防止を一層進めるためには、従来の対策を加速するとともに、刑事司法と地域社会をシームレスにつなぎ、官民が一体となって“息の長い”支援を行うことが必要である」との認識の下、「2020年を目途に、全国各地に薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の立ち直りを支えるネットワークが構築されていること」を目指し、「本対策に掲げる取組を総合的に推進することにより、『刑務所出所者等の2年以内再入率を平成33年までに20%以上減少させる』という数値目標の達成を確実なものとし、犯罪が繰り返されない、国民が安全で安心して暮らせる『世界一安全な国、日本』の実現に寄与する」としている。
- (15) 以上の経過につき、本庄武「なぜ再犯防止か－企画趣旨を兼ねて－」犯罪社会学研究46号（2021年）9頁は、「以上のように、当初治安回復の一手段に過ぎなかった再犯防止は、やがて、それ自体が追及されるべき目標になっていったとする。なお、本庄教授は、「再犯防止という概念の内実が不明確である」ことを問題提起されるが（同・9頁）、この点については、後日、改めて検討することにしたい。

- (16) 当該重要課題と再犯防止推進計画の検討につき、藤本・前掲注(1)2頁以下参照のこと。なお、2019年12月に「再犯防止推進計画加速化プラン～満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて～」が閣議決定されている。そこでは、現下の課題を踏まえ、「再犯防止推進計画加速化プラン」として、①満期釈放者対策の充実強化、②地方公共団体との連携強化、③民間協力者の活動の促進について、政府一丸となって、効果的な取組を積極的に進めていくこととするとされている。
- (17) 四方光「市町村再犯防止推進計画策定の現場から－八王子市再犯防止推進計画(案)の策定作業を例に－」研修875号(2021年)3頁・4頁は、「犯罪学において、犯罪を常習的に行う生活を送ってきた者がどのようにしてその生活から離脱するのかを解明するレジスタンス論(犯罪からの離脱理論)が興隆するに伴い、犯罪を行った者の社会復帰のためには、刑事司法手続きの実施期間中からさらにそれが終了した後においても、地域社会において安定した生活を送っていただけるようになるための継続的な支援が必要であることが共通認識となりつつあり、その結果、再犯防止推進施策の実施主体は、国(法務省)だけでなく、雇用、住居、福祉、医療といった基本的住民サービスを提供する基礎自治体たる市町村と、犯罪を犯した者に対し粘り強く精神的支えとなってきた民間団体の役割の重要性が認識されるようになった」と指摘される。
- (18) <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/144459.pdf>
法務省保護局更生保護振興課地域連携・社会復帰支援室地域連携推進係「地方再犯防止推進計画の策定状況について」更生保護70巻11号(2019年)7頁表1。なお、『令和3年版再犯防止推進白書』・前掲(9)200頁以下によると、「法務省は、地方公共団体に対して、再犯の防止等を担当する部署を明確にするよう働き掛けを行っており、2018年(平成30年)5月には、全ての都道府県及び指定都市における再犯の防止等を担当する部署の連絡窓口を把握し、再犯の防止等の推進に向けて必要な情報提供を」行っており、また、「国と地方公共団体が連携して再犯防止施策の推進を図るため、2018年度(平成30年度)から、2020年度(令和2年度)までを事業期間として、合計36の地方公共団体に委託し、地域再犯防止推進モデル事業を併せて実施している。2019年8月には、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」を作成し、全国の地方公共団体に配布する、あるいは、検察庁、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関が連携し、保護司等民間協力者の協力を得つつ、地方公共団体に対して、再犯防止対策に関する説明や協議を実施する等を行う、再犯防止推進計

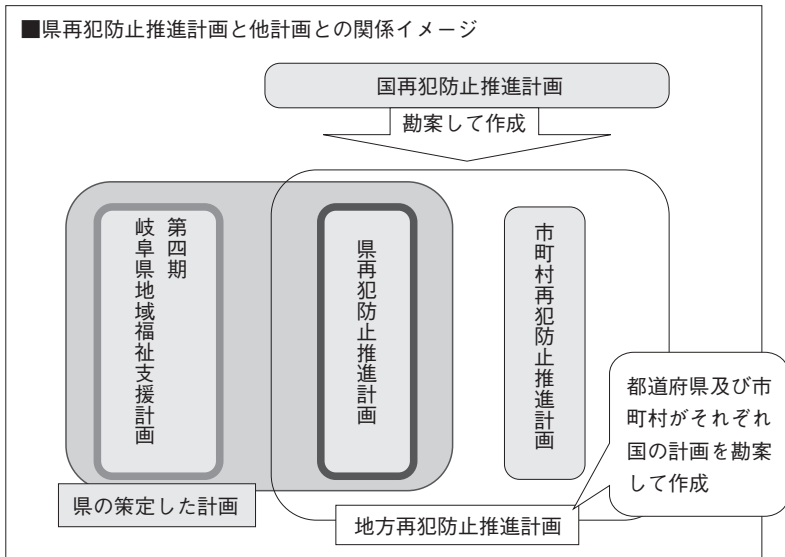
画において設定された再犯の防止等に関する施策の指標に関する都道府県別データの提供、そして、2020年1月からは、警察庁からデータの提供を受け、警察署管轄別の犯罪統計に係る情報についても提供を行っている。さらに、「再犯防止推進計画加速化プラン」において、2021年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるように支援するとの成果目標を設定し、都道府県や市町村に対して、地方再犯防止推進計画の策定に向けた支援を行うこととし、2021年4月1日現在で、188の地方公共団体において、地方計画が策定され、当該目標は、達成されている。

2. 岐阜県再犯防止推進計画

(1) 次に「岐阜県再犯防止推進計画」につき、概観する。岐阜県は、2018年3月18日に、「2017年度第1回再犯防止対策推進庁内連絡会議」を開催し、再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進計画、および関係課の施策等の情報共有を行った。その後、朝日大学は、岐阜県で唯一法学部を有し、かつ保護司、および岐阜刑務所篤志面接委員を拝命していることから、筆者にも「岐阜県再犯防止推進計画策定委員会」委員就任の打診があった。⁽¹⁹⁾そして、「岐阜県再犯防止推進計画策定委員会設置要綱」に基づき、学識経験者（朝日大学法学部〔法律〕、中部学院大学人間福祉学部〔福祉〕）、更生保護関係団体（岐阜県保護司会連合会、岐阜保護観察所、岐阜地区協力雇用主会、岐阜県更生保護女性連盟、更生保護法人岐阜県更生保護事業協会、更生保護法人洗心之家、岐阜県BBS連盟）、雇用関係機関（岐阜労働局）、その他の専門機関（医療法人杏野会各務原病院、岐阜刑務所、公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター、岐阜地方検察庁、岐阜県弁護士会、NPO法人岐阜ダルク、笠松刑務所、岐阜少年鑑別所、岐阜県民生委員児童委員協議会、岐阜県地域生活定着支援センター、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会）21名からなる岐阜県再犯防止推進計画策定委員によって、「第1回岐阜県再犯防止推進計画策定委員会」⁽²⁰⁾が同年7月20日に開催された。なお、

筆者が委員依頼を受けるにあたり、岐阜県に強く要望したのは、委員に「公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター」関係者を含めて欲しいという点であった。なぜなら、岐阜県再犯防止推進計画を策定するにあたり、犯罪被害者等支援の視点は、欠くことのできないものであると考えたためである。同年8月20日の「岐阜県議会厚生環境委員会委員協議会」における計画の施策体系案、取組方針、主なスケジュール等の報告、同年9月4日の「平成30年度第1回再犯防止対策推進庁内連絡会議」を経て、同年10月26日に「第2回岐阜県再犯防止推進計画策定委員会」において、骨子案が検討された⁽²¹⁾。2019年2月20日の「第3回岐阜県再犯防止推進計画策定委員会」において、岐阜県再犯防止推進計画案が承認され、2019年度から2023年度までの5年間を計画期間とする「岐阜県再犯防止推進計画」が、同年3月に公表されるに至った。なお、早期に「岐阜県再犯防止推進計画」を策定することができたのは、古田肇岐阜県知事による果敢と事務局を担って頂いた岐阜県健康福祉部地域福祉課のお陰であり、感謝の意を表したい。以下では、その内容を解説する。

(2) 第1章「計画の趣旨」であるが、「岐阜県再犯防止推進計画」は、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現、および犯罪をした者が社会復帰するための仕組みづくりの推進、ならびに犯罪をした者等を社会の構成員として受け入れることへの県民の理解を促進することを目的とし、再犯の防止等の推進に関する法律8条1項に基づき、再犯の防止等に関する施策を総合的、かつ計画的に推進することにより、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、国の再犯防止推進計画を勘案して策定することとされている「地方再犯防止推進計画」として策定したものである⁽²²⁾。なお、岐阜県においては、2019年3月に「第4期岐阜県地域福祉支援計画」が公表されており、その第4章「施策の内容」における(1) 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援において、



岐阜県再犯防止推進計画と他計画との関係イメージ (岐阜県作成)⁽²⁴⁾

「安全・安心な地域づくりのために、犯罪をした人の再犯を防ぎ、地域に定着できるよう、再犯防止計画の推進を図る」ことが示されているが、市町村の策定する再犯防止推進計画と同様に、「第4期岐阜県地域福祉支援計画」についても、併存する関係にたつものである。

(3) 第2章「再犯防止をとりまく状況」であるが、(1)再犯防止をとりまく状況として、法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室によるデータに基づき、① 2013年から2017年の県内再犯者率・再入者率の状況、② 2017年の再入者の状況（主な罪名別の再入者率、高齢者・女性別の再入者率及び犯行時の就業状況）、③ 2017年の子どもの非行状況（2017年に少年院に入院した非行少年の補導原因となった主な非行〔非行時の居住地が岐阜県の者〕、2017年に少年院に入院した非行少年の被虐待経験〔非行時の居住地が岐阜県の者〕）を数値化し、グラフで纏め、また、(2)これまでの県の取組として、① 福祉分野の取組、② 司法分野の

取組, ③ 薬物依存症に対する取組, ④ 住宅確保に対する取組, ⑤ 犯罪をした者及び犯罪被害者等の人権啓発に対する取組をそれぞれ示している。

(4) 第3章「計画の基本方針と施策体系」であるが, まず, (1) 基本方針として, 「犯罪をした者等が, 県民の理解と協力を得て, 社会の一員として復帰し, 地域に定着できるよう支援することにより, 県民の犯罪被害を防止する」こととし, 再犯の防止等の推進に関する法律8条に基づき, 「国の再犯防止推進計画が示す5つの基本方針及び7つの重点分野を勘案して策定し, 本計画に基づき施策を推進することにより, 県民の理解と協力を得て, 犯罪をした者等が社会的に孤立することなく, 地域社会の一員として復帰することによって再犯を防止し, もって県民が犯罪の被害を受けることなく安全に安心して暮らせる社会の実現」を目指すとしている。次に(2) 施策体系として, 再犯の防止等の推進に関する法律4条2項を勘案し, ① 支援機関(国, 市町村, 民間団体)の連携強化((a) 再犯防止推進協議会(仮称)の設置による関係機関の連携強化, (b) 地域生活定着支援センターの活動の強化, (c) 市町村の地方再犯防止推進計画の策定支援), ② 支援制度の活用促進((a) 必要な支援・相談が受けられる総合相談支援体制の構築支援, (b) 住居の確保に向けた支援, (c) 保健医療・福祉サービスの利用につなぐ支援, (d) 就労に向けた相談・支援, (e) 学校や地域社会において再び学ぶための支援), ③ 支援協力者の確保・支援(犯罪をした者等を支える民間協力者の確保, 支援), ④ 県民への啓発活動(県民の理解を得るための啓発活動)を掲げる。

(5) 第4章「施策の内容」であるが, (1) 支援機関(国, 市町村, 民間団体)の連携強化として, まず, ① 再犯防止推進協議会(仮称)の設置による関係機関の連携強化を挙げる。「再犯防止に向けた取組をより効率的で効果的なものとするためには, 刑事司法と医療・福祉と教育等の垣根を越えた連携が必要不可欠」であることから, 「保護観察所, 検

察庁、警察などの刑事司法機関と薬物依存等の治療を行う病院、高齢者・障がい者等への福祉サービスを提供する福祉関係機関及び学校等の教育機関などの関係者が一堂に会して情報交換を行い、関係機関同士のネットワーク化を促す『場』を定期的に設ける必要』があると考え。これを実現するために、「学識経験者，刑事司法機関，更生保護関係団体，医療・福祉関係機関，教育関係機関，雇用関係機関，市町村及び民間団体で構成する『岐阜県再犯防止推進協議会（仮称）』を設置し、関係者の情報交換・情報共有を行うとともに、再犯防止推進計画の進捗状況を検証・評価し、見直しを行う」こととした。次に、② 地域生活定着支援センターの活動の強化を挙げる。県定着支援センターへの相談件数が、近年増加しており、相談体制等の充実が求められることから、「県定着支援センターを岐阜県福祉・農業会館内に移転・拡張し、県社会福祉協議会をはじめとする福祉関係機関，医療関係機関及び更生保護関係機関との連携を強化する」とともに、相談体制の充実を図ることとしている。最後に、③ 市町村の地方再犯防止推進計画の策定支援を挙げる。岐阜県における市町村は、「刑事司法機関との接点が少なく、再犯防止に関しては担当部署が決まっていない市町村もあるなど、これまでは犯罪をした者等を対象とした支援事業に積極的に取り組んでいるとは言えない状況」にあるものの、「市町村相談窓口における相談や無料法律相談など住民向けの相談事業や、生活困窮者自立相談支援窓口や地域包括支援センターが行う支援など、市町村が実施している事業で犯罪をした者等の社会復帰に有効な支援制度」は存在することから、「再犯防止の取組を県内全域に広げるためには、市町村が主体となった取組の第一歩となる地方再犯防止推進計画の策定が不可欠」であると考え、岐阜県としては、「刑事司法機関と市町村の担当部署との情報共有の場を設けるなど、橋渡しを行い、県内市町村の地方再犯防止推進計画の策定を支援」を行うこととした。(2) 支援制度の活用促進として、5項目を挙げる。① 必要な支援・相談が受けられる総合相談支援体制の構築支

援であるが、刑事司法機関による犯罪をした者等への支援は、刑期満了者や保護観察終了者等に対しては地域社会の中で対応せざるを得ない状況にあることから、市町村による相談窓口や無料法律相談窓口等における相談事業、あるいは、生活困窮者自立相談支援窓口や地域包括支援センター、依存症対策の拠点病院などにおいて様々なメニューが設けられているものの、犯罪をした者等が支援機関・団体の窓口を知らないために、支援を受けられない場合が多く、さらに、相談に訪れた際に次々と別の担当部署を紹介されることで、支援を受けることをあきらめてしまう事例も発生していることに照らし、(a) 県定着支援センターにおいて、「医療及び福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者について、出所後直ちに福祉サービス等につなげるための支援を行うとともに、犯罪をした者等及びその関係者からの相談に対応し」、(b)「複合化・複雑化する課題を抱える人や、既存の制度に位置付けられていないが何らかの支援を必要とする人にも対処する、ワンストップかつ包括（総合）的な相談窓口を各市町村に設置できるよう支援」する。また、(c)「市町村における包括的な相談窓口において、複合化・複雑化した課題を解決するために関係機関との連絡調整等を担う『相談支援コーディネーター（仮称）』を養成」することとした。② 住居の確保に向けた支援であるが、犯罪をした者等が矯正施設から出所した後、新居を確保する必要があるものの、保証人が確保できない、あるいは、保証人を確保できたとしても、住居管理者等の犯罪をした者等に対する理解がなく、これが確保できない場合があるため、(a) 犯罪をした者等を含む住宅確保要配慮者の住宅確保を支援する「住宅セーフティネット制度」の広報に努め、(b) 住宅確保要配慮者への支援を行う岐阜県住宅確保要配慮者居住支援法人の増加と併せて、住居確保要配慮者が入居できる住宅を増加する。そして、(c) 犯罪をした者等を含む高齢者世帯、障がい者世帯等を対象とした県営住宅の優先入居を実施することとした。③ 保健医療・福祉サービスの利用につなぐ支援であるが、矯正施設満期出所者、あるいは

保護観察者は、自ら必要な福祉サービスを探す必要があるが、犯罪をした者等が出所後に適切な窓口を探している間に生活が行き詰る場合があり、また、薬物依存症の多くが、自らの意思で治療・支援を求めない傾向が強いため、治療を始めるには家族や知人など本人以外から治療・支援機関につなぐ必要があることに照らし、(a) 県定着支援センターにおいて、医療及び福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者に対して、出所後直ちに福祉サービス等につなげるための支援を行うとともに、犯罪をした者等及びその関係者からの相談に対応する、そのために、(b) 県、および各市町村の各種支援制度、福祉サービスを整理し、必要とする福祉サービス等に関する情報を出所前に提供できるよう刑事司法機関と定期的に情報共有できる仕組みを作る。また、(c) 地域における医療提供体制、および支援体制の構築を推進するとともに、本人やその家族に対する相談支援、あるいは自助グループを含む民間団体との連携体制の確立等を行う。薬物依存症者に対しては、(d) 薬物依存症者等の家族を対象に依存症についての基礎的なことを学ぶ家族教室を開催し、併せて相談に応じる、(e) 民間自助グループに委託し、休日等における薬物乱用者、およびその家族からの相談対応を行う、さらには、(f) 依存症の治療・支援機関と、自助グループを含む民間団体が連携した支援を犯罪をした者等が受けられるよう広報・啓発を実施することとした。

④ 就労に向けた相談・支援であるが、「協力雇用主制度」は存在するものの、矯正施設出所後の再就職が充分でない状況に照らし、犯罪をした者等に対し、(a) 総合人材チャレンジセンター（通称「ジンチャレ」）、生活困窮者自立相談支援窓口等の周知を行い、併せて、(b) 幅広い求職者からの悩みにキャリアカウンセラーが対応するほか、就職支援セミナーや合同企業説明会、弁護士による無料相談等を実施する。また、(c) 県、または市が実施する生活困窮者の就労準備支援事業として、一般就労に向けた技法・知識の習得支援も行う。なお、(d) 県が保護観察中の少年を雇用することにより、一定期間の就業機会を提供し、その業

務の経験を踏まえ民間企業等への就職につなげるとともに、民間企業、市町村の保護観察対象者の雇用に向けた取組を促進する。その他、刑務所出所者等の雇用支援を行う矯正就労支援情報センター（通称「コレワーク」）が提供する支援サービスの活用方法につき、県、および岐阜県福祉人材総合支援センター等において、検討を行うことにした。

⑤ 学校や地域社会において再び学ぶための支援についてであるが、少年院出院者の6割以上が、復学・進学が果たせていない現状に照らし、(a) 復学・進学の手段、学習ボランティアの活用等学力向上のための支援制度に関する情報提供を行い、また、(b) 保護観察所や協力雇用主等と連携し、出院後に働いている者に対しても、定時制高校や通信教育や高等学校卒業程度認定試験受験等に関する情報を提供することとした。支援協力者の確保・支援として、犯罪をした者等を支える民間協力者の確保、支援が挙げられる。岐阜県においては、保護司の定員充足率は、非常に高いもの⁽²⁵⁾の、協力雇用主については、必ずしもそうとはいえない状況にある⁽²⁶⁾。そこで、県としては、(a) 保護観察所、および更生保護団体等と連携し、県内の保護司、協力雇用主等の確保に向けた広報を積極的に行うのと同時に、(b) 更生保護サポートセンターが県内全域で設置されるように市町村の理解促進に努める。また、(c) 建設工事等様々な分野における保護観察対象者等の雇用を行う業者の評価について、国や他都道府県等の動向を注視しながら検討を行う、(d) 更生保護法人岐阜県更生保護事業協会が行う犯罪や非行のない安全・安心な地域づくりを目指す更生保護事業に対し、助成を行う、(e) 住宅確保要配慮者への支援を行う岐阜県住宅確保要配慮者居住支援法人の増加と併せて、住居確保要配慮者が入居できる住宅を増加する、(f) 少年院出院者を含む子ども達への学習支援を対象とした学習支援ボランティア登録制度の広報に努める等を掲げた。(4) 県民への啓発活動であるが、単に「再犯防止」の名の下、犯罪をした者等へ手厚い支援を行えば良いという訳ではなく、同時に犯罪被害者等への十分な配慮がなければ県民の理解は得られ

ない。つまり、犯罪をした者等が社会復帰をするためには、県民の寛容と理解が必要不可欠であり、犯罪をした者等との共生がなされなければ、犯罪をした者等を再度、孤立化・困窮化に追い込むこととなりかねず、結果、再犯がなされれば、新たな犯罪被害者等を生むことになる。また、犯罪をした者等の社会復帰が進まなければ、加害者から犯罪被害者等への賠償義務の履行も困難であることも事実である。そのため、(a) 年間を通じた「社会を明るくする運動」、毎年7月の「再犯防止啓発月間」、および「社会を明るくする運動強調月間」等の取組を通じて、犯罪被害者等の心情を考慮しつつ、県民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるための啓発を行う、(b) 人権啓発フェスティバル等において、「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくす」ため、また、「犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図る」ための啓発活動を行う、(c) 再犯防止に関する理解を深めるセミナーを実施するとともに、(d) 市町村の職員や相談機関の職員を対象とした再犯防止のための支援の在り方等についてのセミナーを実施する。その他、(e) 更生保護法人岐阜県更生保護事業協会が行う犯罪や非行のない安全・安心な地域づくりを目指す更生保護事業に対する助成、(f) 「犯罪被害者週間」(毎年11月25日～12月1日)に併せて、犯罪被害者等を講師として招き、犯罪被害者等支援講演会を開催し、命の大切さをはじめ犯罪被害者等の置かれている状況や名誉又は生活の平穩への配慮などその重要性等について、理解を深めるため啓発活動を行うことを具体的な取り組みとして掲げる。

(6) 第5章「計画の推進」として、

- ① 学識経験者、刑事司法機関、更生保護関係団体、医療・福祉関係機関、教育関係機関、雇用関係機関、市町村及び民間団体で構成する「岐阜県再犯防止推進協議会(仮称)」を設置し、関係者による情報交換・情報共有を通じて再犯防止関係機関同士のネットワーク化を図り、再犯防止のための取組を進めます

- ② 犯罪をした者等が社会生活を円滑に送るため、県定着支援センターと県社会福祉協議会をはじめとする福祉関係機関、及び市町村の相談窓口との連携を強化し、相談体制の充実を図ります
- ③ セミナーの開催や街頭での啓発活動を通じて、再犯防止推進計画に対する県民の理解を深めます
- ④ 策定した岐阜県再犯防止推進計画については、岐阜県再犯防止推進協議会（仮称）において、計画の進捗管理や評価・検証、及び新規施策の検討等を行います

の4点を示している。

(7) そして、2019年11月27日施行の「岐阜県再犯防止推進協議会設置要綱」に基づき、現在、学識経験者（刑事法）、更生保護関係団体（岐阜県岐阜保護観察所、岐阜刑務所、笠松刑務所）、雇用関係機関（岐阜労働局）、その他の関係機関（医療法人杏野会各務原病院、NPO法人岐阜ダルク、岐阜県地域生活定着支援センター、岐阜地方検察庁、岐阜県警察本部〔生活安全総務課、組織犯罪対策課〕岐阜県市長会、岐阜県町村会）13名からなる「岐阜県再犯防止推進協議会」が設置されている⁽²⁷⁾。「岐阜県再犯防止推進協議会」の設置目的は、「再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づき、岐阜県における再犯の防止等に関する施策の推進について定めた『岐阜県再犯防止推進計画』の推進、見直し等について意見交換を行う」⁽²⁸⁾（1条）点にある。

(19) 筆者は、2012年11月より、岐阜山県保護区保護司会所属の保護司を、また、2013年5月より、岐阜刑務所篤志面接委員を拝命している。なお、2016年4月、朝日大学法学部宮坂果麻理准教授（刑事法）が、岐阜市更生保護女性会会員に、また、2012年10月には、朝日大学刑事法研究室ゼミ生による「朝日大学BBS会」を発足している。さらに、2014年3月より、朝日大学刑事法研究室により、「瑞穂更生保護を考える会」も発足させている。「朝日大学BBS会」の活動につき、宮坂果麻理「大学生が“社会を明るくする運動”啓発用動画の作成」更生保護66巻5号（2017年）34頁以下、同「法務省保護局

更生保護振興課『各地のホゴちゃんレポート「ホゴちゃんと大学祭でPR活動」』同68巻5号(2017年)46頁以下も、併せて参照のこと。

- (20) 岐阜県再犯防止推進計画策定委員会設置要綱4条1項に基づき、古田肇岐阜県知事より、筆者が委員長に指名された。
- (21) なお、同年11月1日に岐阜県地域福祉対策協議会に対して、また、同年11月22日に岐阜県社会福祉審議会に対して、それぞれ骨子案に対する意見徴収を行い、その後、2019年1月9日～2月7日の間、パブリックコメントを募集した。
- (22) なお、有罪判決の言渡し、もしくは保護処分¹の審判を受けた者、または犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者を岐阜県再犯防止推進計画の対象者とする。
- (23) <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/21340.pdf>
- (24) <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/144459.pdf>
なお、「地域福祉計画」と「再犯防止推進計画」との関係につき、高橋有紀『『地域共生社会』は『最良の刑事政策』になり得るか?』犯罪社会学研究46号(2021年)65頁・66頁。
- (25) 2018年1月1日時点で、岐阜県における保護司定員充足率は、96.8%であり、47都道府県中3番目に高い充足率であった。しかし、犯罪・非行が減少化している現在、定員数の見直しを早急に行い、適正数を再設定する必要があると考える。また、岐阜県だけでなく、全国的に保護司の高齢化の問題は否めず、保護司の在り方全体についても、検討の必要があろう。
- (26) 2018年4月1日時点で、岐阜県においては、290件の協力雇用主が存在するが、47都道府県中30番目の数値であった。
- (27) 岐阜県再犯防止推進協議会設置要綱4条2項に基づき、構成員の互選により、筆者が委員長に選任された。
- (28) 岐阜県再犯防止推進協議会設置要綱2条においては、掌握事務として、① 県計画の推進、見直しに関すること、② 県計画の進捗に関すること、③ その他再犯防止の推進に関することが規定されている。

3. 再犯の防止等の推進に関する法律4条2項における「地方公共団体の責務」

上述の通り、再犯の防止等の推進に関する法律4条2項は、「地方公

共同体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とし、地方公共団体の責務を規定し、これを踏まえ、再犯防止推進計画第7では、「地方公共団体との連携強化等のための取組」が示されている。そして、再犯の防止等の推進に関する法律8条1項は、「都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」と規定する。

この点につき、高橋准教授は、「特定の社会政策における国の方針とその下での地方公共団体の役割」が、「まさに『国が、一方的に決める』状況が見て取れ」、「再犯防止推進計画も、国と地方公共団体の間のそのような関係を象徴する施策の一例と言えよう」と評する。その背景には、1993年から2001年までの第1次地方分権改革で成立した「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）の存在があるためであり、当該法律は、「地方公共団体の自主性・自律性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的としており、本法律の制定を契機に、明治以来形成されてきた中央集権型行政システムは大きく転換され、住民や地域の視点に立った『多様と分権』の新しい行政システムが構築されることが期待」されてきたからであって、高橋准教授は、犯罪予防等に関する社会政策も、「その地域に暮らす住民にとって身近で『住民の福祉の増進』に密接にかかわり、地方公共団体が取り組むべき事柄であるように」映り、また、再犯防止推進計画における「息の長い」支援等は、地方公共団体の役割であると考えられるからである。つまり、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」は、従来、「政府提出法案が圧倒的なこれまでの立法状況のもとでは、国と自治体の役割分担のあり方を、国が一方的に決めることができた」状況を一新することにあつたはずにも関わらず、再犯の防止等の推進に関する法律を含め、「2000年代

以降の社会政策に関する種々の立法や施策からは、そうした立法趣旨に沿っているとは言い難い国と地方公共団体の関係が」窺えるためである。⁽³³⁾

この点につき、再犯防止推進計画第7における1. 地方公共団体との連携強化等(1) 現状認識と課題等において、「一部の地方公共団体においては、自らがコーディネーターとなって、継続的な支援等を実施するためのネットワークを構築するなどソーシャル・インクルージョン（全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う）のための取組が実施されつつある。しかしながら、地方公共団体には、犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえた対応といった支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないことなどの課題があり、これらのことが、地方公共団体が主体的に、再犯の防止等に関する施策を進めていく上での課題となっている」とされているのは、藤本博士が指摘するように、再犯防止は、従来、国の仕事であり、多くの地方公共団体にとっては、無関係の業務であったと考えられていたからであろう。⁽³⁴⁾ この点につき、高橋准教授は、「犯罪をした者等の地域移行に向けた指導監督・補導援護である更生補導行政が法務省保護局に担われてきた日本において、地方公共団体に犯罪をした者等の『支援のノウハウや知見』が乏しいことは否定」できず、「刑事裁判や刑罰の執行、出所者等の保護観察や更生保護がそれぞれに刑法や刑事訴訟法をはじめとした法律に基づき一律に行われる営みである以上、それらの延長線上にある再犯防止の推進も、地方自治法の言う『全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動』、『全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策』であり、『国が本来果たすべき役割』との考え」もあろうことから、地方自治体としては、これを「押し付けられたかを感じられよう」とし、また、「国の『大綱』や基本計画を踏まえて地方公共団体に具体的な計画を定

めることが求められていることにかんがみると、地方公共団体には、『地方分権』の名の下に、自身のニーズや問題意識とは無関係に過剰な社会政策の実施に常に国から求められているとの認識が存在する可能性もある」と指摘される⁽³⁵⁾。国と地方公共団体の役割につき、地方自治法1条の2第2項も、「国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない」と規定している。そのうえで、刑事裁判や刑罰の執行はともかく、「犯罪をした者等を社会内で指導監督・補導援護する更生保護制度が全国で統一的な形で行われ、『国が本来果たすべき役割』であることは必ずしも所与のもの」とはいえず、また、再犯防止推進計画が、「『様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援等』を目指すのであれば、中央集権的な枠組みの下ではなく、よりそれぞれの地域に根差した形で再犯防止推進計画を立案、実施することにこそ大きな意義があると考えられる」と述べられる⁽³⁶⁾。高橋准教授が主張されるように、再犯防止が従来、国の仕事と考えられてきたのは、わが国の矯正・更生保護が、法務省・刑務所・保護観察所と保護司等の一部の者による「官民協働」体制で行われてきたことから、地方公共団体も市民の多くもこの点に関する理解が不十分であり、主体として、これを担う認識が乏しかったことに原因があるといえよう⁽³⁷⁾。

そこで、再犯防止計画も、「刑事司法関係機関はこれらを支える取組

を実施してきたが、刑事司法関係機関による取組のみではその内容や範囲に限界が生じている」ことを自認し、「貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱える」点が課題であることを理解している。なお、貧困等に関しては、すでに浜井教授が指摘しており、また、近年では、指宿教授より、「問題解決型裁判所（Problem Solving Court）」とそれらを支える「治療的司法（therapeutic justice）」としての司法哲学が示されている⁽³⁸⁾。そのため、再犯防止計画は、上述のように、「犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための『息の長い』支援等刑事司法関係機関のみによる取組を超えた政府・地方公共団体・民間協力者が一丸となった取組を実施する必要性が指摘される」ようになり、「これを受け、最良の刑事政策としての最良の社会政策を実施すべく、これまでの刑事司法関係機関による取組を真摯に見直すことはもとより、国、地方公共団体、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力して総合的に施策を講じることが課題として認識されるようになった」としている。そのため、高橋准教授は、犯罪をする以前より生きづらさを抱える者も犯罪をした者等のなかには少なくないことから、「地域で暮らす犯罪をした者等の抱えるさまざまな生きづらさに目を向け、それに応じた支援のための施策を講じたり、彼らが各々に抱える生きづらさに対応する既存の行政サービスに繋がれるようにしたりすることは、地方公共団体にとってまさに地域における『住民の福祉の増進』⁽⁴⁰⁾」といえるとの指摘は、まさにその通りであろう。これまでの、矯正・更生保護の構造に問題があったことは否めず、それが故に生じた限界であることは事実であり、そのために、地方公共団体が国の基本計画を踏まえて再犯防止推進計画等を策定する点は、やむを得ない部分はあるものの、高橋准教授が述べられるように、「法務省を中心とした中央委省庁には、より一層、地方公共団体を一方的な『周知』や『助言』の客体とみるのではなく、『再犯のない地域づくり』をとともに担う主体として地方公共団体と向き合う姿勢

が求められる⁽⁴¹⁾」点は、正鵠を射ているものと思われる⁽⁴²⁾。

- (29) 高橋有紀『『地方の時代』における再犯防止推進法と地域社会』行政社会論集 32 卷 1 号 (2019 年) 55 頁。その他、犯罪被害者等基本法 5 条、自殺対策基本法 3 条 2 項、子どもの貧困対策推進法 4 条を例に挙げ、さらに後 2 者については、「政府がそれぞれの問題に関する『大綱』を定めることと、都道府県や市町村（子どもの貧困対策推進法については都道府県のみ）が『大綱』と当該地域の状況を踏まえた『対策計画』を定めることを求めている点も、再犯防止推進法と同様の構造である」と指摘される。なお、高橋・前掲注 (24) 62 頁・63 頁も、併せて参照のこと。
- (30) 橋本桂芳「地方分権一括法」ひろば 52 卷 11 号 (1999 年) 52 頁。
- (31) 高橋・前掲注 (29) 53 頁・54 頁。
- (32) 北村喜宣「地方分権一括法－自治体条例政策を活かす」法セミ 542 号 (2000 年) 56 頁。
- (33) 高橋・前掲注 (29) 54 頁・55 頁。
- (34) 藤本・前掲注 (1) 1 頁。
- (35) 高橋・前掲注 (29) 55 頁・56 頁。
- (36) 高橋・前掲注 (29) 56 頁・57 頁。
- (37) 高橋・前掲注 (29) 61 頁。なお、2016 年 6 月の更生保護のあり方を考える有識者会議「更生保護制度改革の提言－安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して」では、「改革の方向性」として、「国民や地域社会の理解の拡大：犯罪や非行をした人と共に生きる社会へ」が示されている。
- (38) 浜井浩一「2 円で刑務所、5 億で執行猶予」(光文社・2009 年) 201 頁以下。
- (39) 指宿信「治療的司法と再犯防止－我が国の再犯防止施策の展望と今後の課題」指宿信監修・治療的司法研究会編著『治療的司法の実践－更生を見据えた刑事弁護のために』(第一法規・2018 年) 318 頁以下。特に「問題解決型裁判所」としての『ドラッグ・コート』の詳細につき、石塚伸一編著『日本版ドラッグ・コート－処罰から治療へ』(日本評論社・2007 年)、同編著『薬物政策への新たな挑戦－日本版ドラッグ・コートを越えて』(日本評論社・2013 年)、丸山泰弘「ドラッグ・コートと治療的司法の展開と課題」指宿監修・前掲注 (39) 425 頁以下、同「ドラッグ・コートの日本的展開は可能か」都市問題 110 卷 11 号 (2019 年) 19 頁以下等。その他、同『刑事司法における薬物

依存治療プログラムの意義－「回復」をめぐる権利と義務」（日本評論社・2015年）、指宿信「『治療的司法』の今とこれから－日本における更生支援型刑事司法を考える」法と心理18巻1号（2018年）14頁以下等。なお、成城大学「治療的司法研究センター」（<https://www.seijo.ac.jp/research/rctj/>）も、併せて参照のこと。

(40) 高橋・前掲注(29)62頁。

(41) 高橋・前掲注(29)62頁・63頁。なお、高橋准教授は、再犯防止推進計画における「I 再犯防止推進計画策定の目的」において、リスト（Franz Eduard von Liszt）による「最良の刑事政策とは、最良の社会政策のことであり」との言を引き、「最良の刑事政策としての最良の社会政策を実施すべく、これまでの刑事司法関係機関による取組を真摯に見直すことはもとより、国、地方公共団体、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力して総合的に施策を講じることが課題として認識されるようになった」とするが、「そもそも今日の地域社会は『最良の社会政策』を実行し実現する場であろうか。地域社会における各種の行政サービスの担い手である地方公共団体が、それをより良く実行する仕組みは存在しているのであろうか。また、仮にそれを実行しているとして、そこで目指されているのはどのような『地域社会』なのであろうか。それらを直視することなしに『最良の社会政策』を求める『刑事政策』は、犯罪をした者等の抱える様々な生きづらさも彼らを取り巻く地域の課題も直視しないものと言っても過言ではない」として、その前提の問題点を指摘する（高橋・前掲注(24)60頁・61頁）。

(42) 北村・前掲注(32)57頁も、「自治体に関する制度の策定・実施を、国が行うことはありうる。しかし、その際には、自治体の『自主性及び自立性が十分に活気されるようにしなければならない』のである」と強調する。

4. 岐阜県再犯防止推進計画の特色と今後の岐阜県下における市町村再犯防止推進計画への期待

高橋准教授が述べるように、わが国における矯正・更生保護は、「多分に閉鎖的で自己完結的な性格を有していたことが影響している」ことは、否定できない。従来、犯罪をした者等に対応するのは、専門的知識が必要であることから、⁽⁴³⁾ 刑務官、法務教官、保護観察官等の法務省に属する国家公務員とそれに協力する極一部の篤志家が「官民協働」を基調

として、これをなしてきた⁽⁴⁴⁾。そのため、その他の国家・地方公務員や篤志家を除く多くの市民は、矯正・更生保護に関し、ほとんど知識も関心もない⁽⁴⁵⁾。また、2006年6月の更生保護のあり方を考える有識者会議「更生保護制度改革の提言－安全・安心まちづくり，地域づくりを目指して」においても、保護観察対象者による重大再犯事件が相次いだことから、更生保護制度が「機能不全に陥りかけており、その目的を十分に果たせていない」との認識の下、「民間に依存した脆弱な保護観察実施体制：官の役割を明確化し、更生保護官署の人的・物的体制を整備することにより、実効性の高い官民協働へ」、「指導監督・補導援護の両面で十分に機能していない保護観察：保護観察の有効性を高め、更生保護制度の目的を明確化し、保護観察官の意識を改革すること等により、強靱な保護観察の実現へ」と並んで「更生保護制度の運用についての国民や地域社会の理解が不十分であること：国民・地域社会の理解の拡大」を掲げている⁽⁴⁶⁾。

再犯防止推進計画も、「刑事司法関係機関はこれらを支える取組を実施してきたが、刑事司法関係機関による取組のみではその内容や範囲に限界が生じている」のであれば、上掲の地方自治法1条の2第2項に照らし、国が本来果たすべき役割を担うのと同時に、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねる」ことが望ましいといえる。但し、これまで概観してきたように、従来、法務省に属する国家公務員とそれに協力する極一部の篤志家によって担われてきた再犯防止につき、地方公共団体によっては、いきなりゼロ・スタートで、これを担うことは困難であることも事実であることから、再犯の防止等の推進に関する法律8条に規定されるように、「都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案」したうえで、それぞれの実情に応じ、「当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」を策定すべきことは、やむを得ず、妥当であると考えらる。

では、岐阜県再犯防止推進計画においては、如何なる点に特色がある

といえるであろうか。岐阜県には、岐阜刑務所・笠松刑務所があり、また、精神保健福祉法措置指定病院である医療法人杏野会各務原病院⁽⁴⁷⁾、更生保護施設として、更生保護法人共助会光風荘、更生保護法人洗心之家、そして依存症回復支援施設として、特定非営利活動法人岐阜ダルク・岐阜ダルク女性ハウス⁽⁴⁸⁾が存在する。特に、笠松刑務所、更生保護法人洗心之家と全国でも数少ない女性のための施設が存在し⁽⁴⁹⁾、また特定非営利活動法人岐阜ダルク・岐阜ダルク女性ハウスのそれぞれの施設長も女性であり、かつ医療法人杏野会各務原病院が存在することから、これまでも、女性の薬物事犯者に対する回復のための関係機関連携強化が図られてきた。なお、女性の検挙人員も、2005年に8万4,175人を記録した後は減少に転じ、2020年は3万8,930人であった⁽⁵⁰⁾。罪名別女性受刑者人員で見ると、2020年は、窃盗罪が827人と最も多く、次いで覚醒剤取締法違反が632人と続く⁽⁵¹⁾。但し、他の罪名であっても、その背景には、覚醒剤を始めとする様々な薬物乱用が存在するケースが多い。もちろん、受刑中は、物理的に薬物を使用できないことは当然であるが、2005年5月の「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」を受け、「薬物依存離脱指導プログラム」が刑事収容施設において、本格的に実施されるに至った⁽⁵²⁾。しかし、そこで当該プログラムを受講しても、依存症である場合には、再犯に繋がる可能性は否定できない。そのため、笠松刑務所出所後、岐阜保護観察所、特定非営利活動法人岐阜ダルク・岐阜ダルク女性ハウスが連携し、また必要に応じて、更生保護法人洗心之家、および医療法人杏野会各務原病院も関与し⁽⁵³⁾、さらに、日常生活を送るうえで必要な福祉サービスの提供として、市町村が対応するために、岐阜県がサポートすることができるのではないかという観点から、「岐阜県再犯防止推進協議会」において、一連のサポートの可否につき、検討がなされている。これまでも、各関係機関は、それぞれ薬物依存症者回復のために尽力を尽くしてきているが、相互に連携を図り、回復のために「息の長い」支援を行っていくことが重要であり、まさに各関係機

関における「地域資源」の有効活用に他ならないであろう。その他、岐阜県においては、非行少年の立ち直り、あるいは入口支援等についても、検討をしているところである。⁽⁵⁴⁾

しかし、ここで注意をしなければならないことは、再犯防止を目的としてはいけない点である。再犯防止を目的とすれば、各地方公共団体は、余計にそれを担いたくないとの気持ちになりかねず、また犯罪をした者等は、市民からみれば、単なるリスク要因に映ることとなり、何より犯罪をした者等からすれば、社会において復帰させてもらうための客体として自身を捉え、再犯のリスクを高める危険性を孕むことになりかねない。⁽⁵⁵⁾つまり、「再犯防止」を目的とするならば、地方公共団体は、「支援」を行うのではなく、「監視」を行うにしか過ぎないことになるのである。犯罪をした者等が、そのような認識を有していれば、様々な福祉サービス等を受けにくくなる気持ちになりかねず、また市民も本来弱者であり、福祉等の支援を受ける必要がある犯罪をした者等に対し、公的資金を用いることに対し、否定的な認識を強めることになろう。再犯防止と大上段に構えるのではなく、まずは、犯罪をした者等の立ち直り支援と捉えることが必要であると思われる。

この点につき、再犯防止に向けた総合対策、再犯防止推進計画等においては、犯罪をした者等に対する「居場所」と「出番」をキーワードとしている。但し、この「居場所」と「出番」を誤解している場合が多いことも事実である。「居場所＝住居」、「出番＝就労」と考えることもあり得るが、住居があり、職があっても、犯罪をする者は存在する。そうであるならば、「居場所」とは、単なる物理的な House を指すのではなく、自身が他者から必要とされ、かつが安心できる場所、つまり Home を指すのであり、また、「出番」とは、Work のみを指すのではなく、自身の資質を発揮する Opportunity と捉えるべきではないであろうか。犯罪をした者の多くは、この「居場所」も「出番」も自身には存在していないように考え、その際に相談相手・場所もなく、犯罪に至るケース

が多いように感じられる。よって、犯罪をした者等に住居や仕事・学びの場を与えるだけでは、決して充分ではなく、「余暇も含めた生活そのものを充実させていくこと、そのために周囲との関係をマネジメントするコミュニケーターの存在」⁽⁵⁶⁾が必要なのである。犯罪をした者等が立ち直るためには、吉間弁護士が述べられるように、「① 伴走者の存在、② 人間関係の改善、③ 相互変容」、つまり、「当事者と伴走者との協働に基づいた互助できる関係性のなかで、当事者と伴走者が相互に変容していき、さらに当事者の人間関係が改善されていくことで、当事者の抱える問題を解決し、当事者は自分の能力や可能性を発見することができる」⁽⁵⁷⁾のであり、これこそが、「社会的居場所」であり、「人間的居場所」⁽⁵⁸⁾の確保なのであろう。

吉間弁護士が示される3つのセオリーを実現するためには、もちろん各都道府県による対応も重要であるが、何より犯罪をした者等に対し、直接のサポートを行う各市町村の役割が大きいといえる。そのため、岐阜県再犯防止推進計画においては、上述のように、「必要な支援・相談が受けられる総合相談支援体制の構築支援」だけでなく、「市町村の地方再犯防止推進計画の策定支援」として、「刑事司法機関と市町村の担当部署との情報共有の場を設けるなど、橋渡しを行い、県内市町村の地方再犯防止推進計画の策定を支援」⁽⁵⁹⁾することを掲げている。

但し、岐阜県内において、再犯防止推進計画等を策定している市町村は、非常に限られており、多くの市町村において、再犯防止推進計画等を検討頂けるよう、各種研修会⁽⁶⁰⁾をしている。⁽⁶¹⁾また、異った視点から、2019年12月14日には、東海地区において初めて、朝日大学法学部（刑事法研究室）による再犯防止推進プロジェクト主催により、映画『記憶 少年院少女たちの未来への軌跡』⁽⁶²⁾の上映会を実施するなどして、これを広げていくよう努力している。

今後、岐阜県内の市町村において、再犯防止推進計画等を策定する際に、その基本理念として参考にして頂きたいのが、明石市の取組であ

る。明石市は、2016年より、更生支援コーディネート事業を開始し、2017年には、更生支援担当を設置して、「つなぐ」、「ささえる」、「ひろげる」の3つを柱として、「あかし更生支援フェア」を実施するなど、更生支援を推進している⁽⁶³⁾。また、2018年から、地域再犯防止推進モデル事業を開始し、2019年4月より、「明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例」⁽⁶⁴⁾を施行している。もちろん、明石市と同様の取組を行うことは、各市町村においては、非常にハードルが高いことも事実であろうが、いずれ明石市の取組がスタンダードになるためには、全国的に各市町村が、当該理念を基本とし、実情に併せた形で、無理のない再犯防止推進計画等を策定し、実践していくことが重要であると考えられる。「息の長い支援」を行うためには、「無理がない」ことが何より重要であり、また、犯罪をした者等が抱える問題を取り除いていく福祉サービスを提供する行政活動は、(幸運にも)犯罪をしないで生活できる他の市民にとっても、有益なものであり、住み良い街づくりに繋がるものと思われる⁽⁶⁵⁾。多くの市町村において、再犯防止を担う部署は、福祉関係の部署が多いと推測される。本来、福祉とは、「1人ひとりが福祉(幸福)を実現するための支援を行う機能」であるならば、「個々の生活者の視点に立ち、社会的な支援を必要とする生活問題を見つけだし支援」していくことが必要であり、他の福祉的支援の必要がある者と同様に、「福祉的支援の必要がある犯罪をした者等」との捉え方をして欲しいと願ってやまない。各市町村の関係部署が、その視点に立つならば、犯罪をした者等を含め、市民が安全で安心な生活を送れることに繋がることとなり、そして、このようなアプローチこそが、再犯防止が目的であるべきではなく、犯罪をした者等の改善更生の結果であるべきとの考え方に至るものと思われる⁽⁶⁷⁾。高橋准教授も、再犯防止が、地方公共団体の責務とされた点につき、これを好機と捉え、「これまで国の刑事司法の客体と考えられてきた、犯罪をした者等という地域住民の多様な生きづらさに向き合い、その解決策を地域の実情を踏まえて当事者とともに検討する

ことは、『地域共生社会』にとどまらない新たな地域や社会のありかたを構想する契機になり得る」と指摘される⁽⁶⁸⁾。

これを実現していくため、「岐阜県再犯防止推進計画」においては、「犯罪をした者等を支える民間協力者の確保、支援」だけでなく、「県民の理解を得るための啓発活動」を掲げている。まずは、犯罪をした者が再犯をしないことにより、県民が安全で安心して生活できることを理解して頂かなければ、賛同は得られない。もちろん、同時に犯罪被害者等への配慮も行わなければならないことはいうまでもない⁽⁶⁹⁾。そのために、当時の公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター常務理事に「岐阜県再犯防止推進計画策定委員会」のメンバーに入って頂き、ご意見を賜りながら、「岐阜県再犯防止推進計画」を策定したのである。犯罪被害者等支援以上に再犯防止については、県民に理解されがたい側面があることは否定できないものの、犯罪被害者等支援と併せ、丹念に広報啓発・教育を実践していくほかはない。その際、吉間弁護士が述べられるように、「刑事司法も刑事司法に携わる人間も、犯罪を行った当事者も『絶対者』ではなく、誰もが正義と悪の間の「グレーな領域」に生息しており、事件が発生した際、「被害者抜きに加害者論を展開して正義と悪とを区別し、加害者を断罪しようとしても何も解決しない⁽⁷⁰⁾」ことをしっかりと県民に伝え、誰もが犯罪の加害者にも被害者にもならぬよう行うべきことを共に考えていくことが重要であろう。

再犯防止は、法務省が示すようにSDGs (Sustainable Development Goals) 推進取組のひとつである⁽⁷¹⁾。国・地方公共団体、そして市民が協力し、推進していかなければならない目標であることを充分理解して頂けるよう、これからも研鑽していきたいと考えている⁽⁷²⁾。

(43) 高橋・前掲注 (29) 57頁。

(44) 高橋准教授は、篤志家をさらに、教誨師や篤志面接委員等のような「業務・活動協力型アクター」と保護司や更生保護施設関係者等のような「業務大

体型アクター」に分類されるが、いずれも「その担い手が社会における特定の相に偏りがち」である点を問題視される（高橋有紀「日本社会における『犯罪をした人に対する支援』の担い手」龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報5号（2015年）37頁以下）。なお、筆者は、2013年5月より、岐阜刑務所篤志面接委員を拜命している。

- (45) 高橋・前掲注(29)59頁注(34)は、この点の問題点を指摘する。法務省保護局更生保護振興課地域連携・社会復帰支援室地域連携推進係・前掲注(18)10頁・11頁は、「既存の取組であっても、改めて地方再犯防止推進計画という行政計画の中で明確に位置付けられることで、地方公共団体を含めた地域の関係者にとって『これらの取組を今後の計画期間の間において確実かつ計画的に実施していく』というコンセンサスが形成されることになり、更生保護関係団体と地方公共団体との連携や、地方公共団体による支援の継続性が確保されることに」と指摘する。なお、大野正博「法学部による法教育の取組の一例－朝日大学刑事法研究室モデル構築を目指して－」朝日法学論集44号＝45号合併号（2013年）110頁では、「法教育」の一環として、刑事模擬裁判を実施する場合には、事前の模擬講義の実施の必要性和模擬裁判評議時において、「単に事実認定や量刑を行うだけでなく、なぜこのような犯罪が発生するのかという犯罪者個人が置かれた環境や社会の情勢等を踏まえ、被告人に対し、如何なる刑罰を科すことが（あるいは、科さない、代替的な内容を考えるなども含めて）再犯防止に繋がるかも含めて感がてもらえるようにしなければ」ならず、また、「加害者だけでなく、被害者や各々の家族等も含め、多くの人が影響を受ける」点の教育の必要性を説いている。また、法学部における刑事法教育においても、この点を含めての講義を行うが、他大学・他学部における教養科目等を担当する場合も、同様にこの点を念頭において講義を行っている。

(46) <https://www.moj.go.jp/content/000010041.pdf>

(47) <https://www.kakamigahara-hosp.jp/>

なお、岐阜県依存症相談窓口としては、岐阜県精神保健福祉センターが指定されている。

(48) <http://www.gifu-darc.org/>

(49) 女性の受刑者の刑事収用施設は、栃木刑務所、笠松刑務所、和歌山刑務所、岩国刑務所、および麓刑務所であり、その他、札幌刑務支所、福島刑務支所、豊橋刑務支所、および西条刑務支所、加古川刑務所、および美祿社会復帰

促進センターの各女性収容棟が指定されている。また、更生保護施設としては、全国に103施設あるうち、女子施設7施設、男女施設8施設である (<https://www.kouseihogo-net.jp/hogohoujin/institution.html>)。

- (50) 『令和3年版犯罪白書』・前掲注(2) 179頁。
- (51) 『令和3年版犯罪白書』・前掲注(2) 183頁。窃盗の増加は著しく、2012年以降は覚醒剤取締法違反を上回っているものの、覚醒剤取締法違反は、その他の犯罪が311件であることから、倍以上の値を示している。
- (52) なお、受刑者の矯正処遇における社会復帰理念は、古くは「医療モデル (Medical model)」と「公正モデル (Just deserts model)」の対立が存在し、1970年代の「犯罪者処遇悲観論」が示された後、「エビデンス・ベースド・プラクティス (Evidence-Based Practice)」, 「エビデンス・インフォームド・プラクティス (Evidence-Informed Practice)」等、Evidence重視のアプローチが示され、「リスク・ニーズ・レスポンス・モデル (Risk Need Responsivity Model)」, 「グッド・ライヴズ・モデル (Good Lives Model)」の対立に変遷し、さらに、近時は、「犯罪からの離脱 (Desistance)」研究も進んでいる (相澤育郎「ソーシャル・インクルージョンと犯罪者処遇 - 『公正』と『効率』のモメントから」龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報5号 (2015年) 16頁以下)。但し、山本麻奈「再犯防止に資する犯罪者処遇理論の潮流」研修870号 (2020年) 45頁が述べるように、「犯罪に関するリスク・ニーズを特定し、それらをターゲットとして認知行動療法などの介入を行いつつ、より良い人生を目指し、かつ犯罪からの早期の離脱を促進する最善の方法に焦点を当てる」ことが必要であり、そうであるならば、「これらは相互に補完的なものであり、バランスよく統合された実践こそが真に再犯防止に資するもの」と言え、これらを融合させた形で実務に取り入れ、実践や研究を重ねながらより良い統合の形を作っていくことが重要」なのであろう。
- (53) 医療法人杏野会各務原病院では、依存症スクリーニングテストを実施するだけでなく、薬物、アルコール、ギャンブル依存治療等を実施している (<https://www.kakamigahara-hosp.jp/diagnosis>)。
- (54) なお、「朝日大学BBS会」においても、これまでの活動に加え、2021年11月より、日本水機工株式会社と連携し、「子ども食堂」を毎月開催する (2021年11月7日付中日新聞〔朝刊〕, 2021年11月7日付岐阜新聞〔朝刊〕), あるいは、県立わかあゆ学園 (児童自立支援施設) において、やまへい農場の協力を得て、入所者に対し、いちご狩り体験やクレープづくりを体験してもら

- う等して（2022年4月18日付朝日新聞〔朝刊〕、2022年月19日付読売新聞〔朝刊〕）、社会において、助けてくれる人が存在することを児童・生徒に感じてもらおう活動を実施している。
- (55) 犯罪・非行をする背景には、何らかの社会的排除、あるいは貧困等が原因である場合が多い。もちろん、負のサイクルから抜け出すことは容易なことではないが、これが改善されなければ、何度も犯罪・非行を繰り返しかねない。そうであるならば、刑務所は、ある意味、「回転ドア」のついた福祉施設・医療施設に他ならないのかもしれないといえよう。「JR 下関駅舎放火事件」における男性のように「刑務所に戻りたい」との思いから放火を繰り返すことがない社会を構築していくことが必要であろう。
- (56) 我藤論「出所者支援の不安を語る前に」掛川直之編著『不安解消！出所者支援－わたしたちにできること』（旬報社・2018年）30頁・31頁。
- (57) 吉間慎一郎『更生支援における『協働モデル』の実現に向けた試論～再犯防止をやめれば再犯は減る』（LABO・2017年）22頁以下。なお、伴奏型支援の在り方につき、奥田知志・原田正樹編『伴奏型支援－新しい支援と社会のカタチ』（有斐閣・2021年）も、併せて参照のこと。
- (58) 我藤・前掲注（56）26頁・27頁。
- (59) 同様にこの点を強調するものとして、佐伯正夫「『安全・安心な社会』に向け、5割を超える再犯者率抑止のため『県再犯防止推進計画』を策定」愛媛ジャーナル 33巻 11号（2020年）52頁、56頁以下。
- (60) 岐阜県下において、現時点で再犯防止推進計画等を策定しているのは、岐阜市、多治見市、美濃市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、瑞浪市、下呂市、富加町、七宗町、白川町、笠松町の8市4町であるが、今後、さらに、これを広めていく必要がある。なお、全国的には、都道府県47団体、指定都市18団体、その他の市町村（特別区を含む）306団体の計371団体が、地方再犯防止推進計画等を策定済みの状況にある。
- (61) たとえば、2019年7月30日にOKBふれあい会館2棟3F職員研修所講堂において、再犯防止推進セミナーを実施し、筆者が「市町村における再犯防止推進の重要性について」と題し、基調講演を行っている。その後も、2021年3月2日にZoomを使用し、令和2年度再犯防止推進研修会において、「再犯防止のために必要な地域連携－再犯防止とは？－」と題し、また、2021年7月26日の令和3年度再犯防止推進セミナーにおいては、「再犯防止推進計画における地方公共団体の役割－各地方公共団体への期待－」と題し、それぞ

れ、筆者が基調講演を行っている。なお、同セミナーにおいては、基調講演終了後、遠山香氏（特定非営利活動法人岐阜ダルク副理事長）、三輪真由美氏（医療法人杏野会各務原病院医師）、山岡陽子氏（笠松刑務所教育専門官）とともに筆者がコーディネータを務め、パネルディスカッション「薬物依存の問題を抱える罪を犯した者等への社会復帰支援の在り方について」を実施した。その他、2021年3月25日にもZoomを用いた令和2年度岐阜県再犯防止推進セミナーが実施され、事業説明、事例報告がなされている。今後は、研修会等の実施だけでなく、東京都が作成している『非行少年・再犯防止支援ガイドブック - RE:STARTを応援するあなたへ』（https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/chian/anshinanzen/saihan-boushi/guidebook/guidebook_R2/guidebook_20.pdf）や石塚伸一編『“つまずき”からの“立ち直り”を支援するためのハンドブック』（https://www.ryukoku.ac.jp/nc/archives/001/202104/2020KyotoPrefecture_CrimRC_Handbook.pdf）のような冊子の作成を岐阜県においても検討する必要であるかもしれない。東京都における研修会につき、東京都都民安全推進本部総合推進部都民安全推進課共生生活担当「東京都『再犯防止に関する研修会』について」更生保護72巻7号（2021年）28頁以下も、併せて参照のこと。

(62) <https://nakamurasueko.com/kioku.html>

この点につき、2019年12月11日付中日新聞〔朝刊〕、2019年12月11日付岐阜新聞〔朝刊〕、2019年12月15日付中日新聞〔朝刊〕。なお、『記憶2』につき、<https://nakamurasueko.com/kioku2.html>

(63) https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/kouhou_ka/shise/shicho/kaiken/documents/301220_siryou4.pdf

(64) https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/ts_kousei/h30/kouseishien_ordinance/kouseishien_ordinance/documents/kouseishien_ordinance.pdf

(65) 法務省保護局更生保護振興課地域連携・社会復帰支援室地域連携推進係・前掲注(18)10頁は、地方再犯防止推進計画策定が進んでいない市町村に対しては、「地域における更生保護や再犯防止に関する課題を整理し、地方公共団体に対して計画策定の必要性を発信していくことから始める必要」があり、「地方再犯防止推進計画を策定するプロセスの中で、地域の安全や安心に関わる重要課題として『見える化』し、対応の方向性を共有することが大切」と指摘する。

(66) 稲沢公一＝岩崎晋也『社会福祉をつかむ〔第3版〕』（有斐閣・2019年）

129 頁は、「社会福祉の補充性 / 固有性の発揮」をこのように表現する。

- (67) 掛川直之『犯罪からの社会復帰を問い直す－地域共生社会におけるソーシャルワークのかたち』（旬報社・2020 年）55 頁。
- (68) 高橋・前掲注（24）71 頁。
- (69) なお、岐阜県においては、岐阜県犯罪被害者等支援にかかる懇話会設置要綱に基づき、岐阜県犯罪被害者等支援にかかる懇話会が設置され、同要綱 2 条 3 項に基づき、筆者が座長を務めさせて頂いた。当懇話会において議論した結果に基づき、2021 年 4 月より、「岐阜県犯罪被害者等支援条例」（<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/237926.pdf>）が施行され、また 2020 年 12 月 1 日には、「令和 2 年度『犯罪被害者週間』啓発事業岐阜大会」がぎふ清流文化プラザ長良川ホールで開催されており、安田貴彦公益社団法人全国被害者支援ネットワーク顧問による基調講演「県民みんなで被害者を支えるために」の後、筆者がコーディネーターとなり、「『よりよい犯罪被害者支援のために』～犯罪被害にあわれた方にあなたができること～」と題し、パネルディスカッションが開催されている。また、「岐阜県犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者、および当該家族の権利・利益の保護を目的として、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的、かつ計画的に推進するために、岐阜県犯罪被害者等支援にかかる懇話会が改めて設置され、筆者が座長となり、2022 年 4 月に「岐阜県犯罪被害者等支援計画」（<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/292319.pdf>）を策定された。
- (70) 吉間・前掲注（56）5 頁・6 頁。
- (71) 犯罪をした者等の特性に応じた指導、就労・住居の確保や、保健医療・保健サービスの利用促進、学校等と連携した就学支援等等を掲げ、SDGs の 17 の目標のうち、3（すべての人に健康と福祉を）、4（質の高い教育をみんなに）、8（働きがいも経済成長も）、10（人や国の不平等をなくそう）、16（平和と公正をすべての人に）、17（パートナーシップで目標を達成しよう）に該当すると指摘する（https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai03_00007.html）。
- (72) 藤本博士は、「政治家にとって票にならない『再犯の防止』という刑事政策的課題が、政府の優先的課題の 1 つとなったのは、……『オリンピック・パラリンピック東京大会』を成功裡に収めるための広報手段の 1 つであったかもしれないが、我が国で犯罪対策が政治的課題となるのは極めて珍しいことであり、画期的なことである。世界的に『犯罪の少ない国』と言われてきた我が国の国際的評価をと囃めるためにも再犯防止推進計画の速やかな実現を願って止

まない」と纏められている（藤本・前掲注（1）5頁）。再犯防止推進計画の課題を指摘するものとして、宮田桂子「再犯防止推進計画のさらなる進展のために」駒澤法曹14号（2018年）111頁以下。その他、高橋有紀「『見映えのしない地域貢献』たる更生保護制度における広報と説明責任」行政社会論集32巻4号（2020年）143頁以下、同「法制審部会と更生保護事業改革」季刊刑事弁護103号（2020年）102頁以下等も、併せて参照のこと。